

令和8年度

高規格救急自動車

仕様書

高 松 市 消 防 局

目 次

- I 総則
- II 検査及び検収
- III 提出図書
- IV 主要諸元
- V 車体関係
- VI 緊急装備品関係
- VII 車両装備品関係
- VIII 救急装備品関係
- IX 車載型消防救急デジタル無線装置及び車両運用端末（AVM）
- X 補足
- XI 車両装備品等

高規格救急自動車仕様書

令和8年度
高松市消防局

I 総則

- 1 この仕様書は、高松市（以下「発注者」という。）が令和8年度に発注する高規格救急自動車（以下「車両」という。）の仕様について定めるものであり、受注者は、この仕様書の内容が全て充足されるよう製作すること。
- 2 発注者が別途契約により調達する高度救命処置用資機材を本案件の納入車両に配置・整備するため、本案件受注者は当該高度救命処置用資機材の受注者（以下「資機材業者」という。）と連携し、円滑に製作を進めること。なお、本案件は、高松市議会の議決を必要とする契約案件であるため、受注者は本案件及び別途実施する高度救命処置用資機材入札案件の議決後、製作に着手すること。
- 3 提出する全ての書類について、日本語以外の言語で記述された書面は全て日本語に翻訳すること。また、各単位はS I単位を使用すること。
- 4 納入台数は3台とする。なお、令和8年度製の車両とすること。
- 5 車両は、振動、衝撃に対して十分緩衝し得る装置を備え、走行安定性が得られ、救急業務が迅速に行える構造であること。
- 6 ぎ装の構成材は、日本産業規格品又はこれと同等以上のものであること。
- 7 車両の取付け品、取付け装置、積載品等は、全て新規製品とすること。
- 8 「救急業務実施基準」（昭和39年3月3日付け自消甲教発第6号通知）第10条に適合し、「緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱」に定める規格に適合していること。
- 9 「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）及び「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られること。
- 10 車両は、四国運輸局香川運輸支局において、固定的資機材を積載した状態で新規検査登録を受けること。詳細については落札後、発注者と協議すること。また、新規検査登録に要する費用で発注者が負担するものは、自賠償保険料のみとする。
- 11 車両は、納車後に積載する高度救命処置用資機材の重量を考慮し、運用後の重量が車両総重量を超えることがないよう四国運輸局香川運輸支局に登録すること。
- 12 受注者は製作に先立ち、この仕様書に基づき発注者と製作上の細部にわたり十分打合せの上、車両ごとに次の製作承認図を提出し、発注者の承認を受けること。

(1) 製作5面図

2部

(2) 内部配置構成図	2部
(3) 配線図	2部
(4) 工程表	2部
(5) 諸元表	2部

13 受注者は、契約後に疑義が生じた場合及び製作の進行に伴い不審な点が生じた場合は発注者と協議し、訂正があった場合は、速やかに訂正した製作承認図の承認を受けるものとする。製作上必要な材料や作業等は受注者の負担によるものとする。

14 別途契約の資機材業者と本案件受注者との責任範囲等については、発注者の承認を得た上で工程表に明記すること。

15 応札する車体について、シャシ選定書を必ず提出すること。シャシ選定書の確認結果は、市が審査後、原則、FAXにて返信するものとする（シャシ選定書を通していない者がした入札は無効とする。）。

II 検査及び検収

1 中間検査

受注者が責任をもって工程表に基づき検査を実施し、検査工程を写真に撮影し、当該検査終了後、検査日から10日以内に発注者へ検査結果を提出すること。

また、事前に検査日時を発注者に連絡すること。

2 検収

(1) 発注者は納入時に走行機能を確認し、本仕様書に基づき検収を行う。

(2) 納入及び検収希望日の20日前までに発注者に連絡し、当該希望日の承認を得ること。

(3) 検収時に協議事項があった場合は、速やかに協議事項報告書を提出すること。

III 提出図書

完成納入時、車両ごとに次の書類を提出すること。

1 自動車検査証の写し	2部
2 緊急自動車届出書の写し	2部
3 車両取扱説明書	2部
4 改造自動車等届出書	2部
5 完成5面図	2部
6 各種機器（電装品、救急装備品等）取扱説明書	2部
7 登録後の写真（前、後、左、右、斜前、斜後、傷病者室）	2部

8 装備品、積載品等の一覧表	2部
9 使用電球型式等一覧表（写真入り）	2部
10 使用ヒューズ型式等一覧表（写真入り）	2部
11 納品内訳書	2部

IV 主要諸元

1 エンジン及び駆動系

- (1) ガソリンエンジン
- (2) 総排気量 2,450cc以上
- (3) 最高出力 103kw（140ps）以上
- (4) 4輪駆動
- (5) ABS装着車
- (6) オートマチック車

2 シャシ規格

- (1) 全長 5,700mm以下
- (2) 全幅 1,900mm以下
- (3) 全高 2,530mm以下
- (4) ホイルベース 3,150mm以下
- (5) 室内長 4,200mm以上
- (6) 室内幅 1,660mm以上
- (7) 室内高 1,800mm以上
- (8) ウォークスルータイプ
- (9) 最小回転半径 6.2m以下
- (10) 燃料タンク 65リットル以上
- (11) 乗車定員 7人以上

3 電装

バッテリーは、バッテリーを電源とする赤色警光灯及びその他灯火並びに機能を同時に賄える容量を有するものとする。また、オルタネーターは、バッテリーの最高使用状態において、充電量を十分に賄える発電量を有するものとする。

4 装備

- (1) 純正エアコン
- (2) ナビゲーションシステム（AM・FMラジオ内蔵のものでTVチューナーが無いタイプに限る）

- (3) サンバイザー（運転席・助手席）
- (4) サイドバイザー（運転席・助手席）
- (5) フォグランブ
- (6) ラジアルタイヤ（スペアタイヤ含む。）
- (7) フロアマット
- (8) 純正標準工具

5 その他

車両が稼動していない間、バッテリーの過放電を防ぎ、常にバッテリーを最良の状態に保つバッテリー管理器を取り付けること。

V 車体関係

1 構造

- (1) 車両本体は、全有蓋、密閉式であり、堅牢で耐久性に富むこと。
- (2) 外板は、主として金属製又はFRP製とし、主要部は溶接とすること。
- (3) 総合的な重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右荷重バランスを考慮すること。
- (4) 板金切断等の切断端に危険防止のための丸みを付け、また溶接のバリ等がないこと。
- (5) 各種貫通部から雨水等が侵入しないよう完全防水処理を施すこと。

2 天井及び側板

- (1) 傷病者室の内装色は、アイボリー系又はライトグレー系とすること。
- (2) 天井は、断熱性及び遮音性を考慮し、内張り加工を施すこと。
- (3) アンテナ基台の取付部は、容易に点検できる構造とすること。
- (4) メインストレッチャー上部天井に手摺パイプを、後部傷病者室左側補助席側の側面に手摺パイプ又はグリップ等を設けること。
- (5) 傷病者室内右側板にアシストグリップを取り付けること。
- (6) 脱着可能なトレーを取り付けること（取付けについては別途協議する。）。
- (7) ティッシュ及びグローブボックスホルダーを各2箇所以上設置すること。
- (8) ヘルメットホルダーを3箇所以上設置すること。
- (9) 感染防護衣吊り用フックを3箇所以上設置すること。
- (10) ルーフネットを2箇所以上設置すること。

3 床

- (1) 運転室の床は、標準仕様とする。
- (2) 傷病者室の床は、水洗いに十分耐える防水処理を施すこと。

4 ドア部分関係

- (1) 傷病者等の乗り降りが困難と想定される箇所には、グリップを1箇所以上取り付けること。またバックドア下方に乗降用ステップを設けること。
- (2) 各乗降口のステップには、滑り止め処理を施すこと。
- (3) ドアの施錠は、運転席での集中ドアロック方式とすること。
- (4) ドア開口部の傷つきやすい箇所は、プロテクターを設置すること。
- (5) 右スライドドア内にグラスマスター・バール・万能斧を固定し、ドアの開閉に連動する夜間照明を取り付けること。レスキューシザー及びクリッパーを固定する金具を取り付けること。
- (6) 左スライドドアサイドステップに、アルミ縞板滑り止め処理を施すこと。

5 窓

- (1) 傷病者室の窓ガラスは、左側及び後部の下方約1/2以上を曇りガラスとし、上方を電子シェードとすること。右側ガラスは、全面曇りガラスとすること。
- (2) 傷病者室の窓にカーテンを設け（取外し可能）、バックドアカーテンは電動式とすること。
- (3) 運転席と傷病者室を仕切る開閉式カーテンを設けること。

6 補助ミラー等

フロントアンダーミラー、助手席インナーミラー及び助手席アウトサイドミラー（助手席補助ミラー）を設けること。

VI 緊急装備品関係

1 赤色灯

- (1) ルーフ埋め込み型LED散光式赤色警光灯をルーフ前後に取り付けること。
- (2) 前部バンパー付近にLED補助赤色点滅灯を2基取り付けること。
- (3) 後部バックドアガラス上部付近にLED赤色灯を2基取り付けること。
- (4) 後部バックドア開放時に後方から視認できるよう、LED赤色点滅灯を車内後部の左右又は後部バックドア底面に設けること。

2 電子サイレンアンプ及び電動モーターサイレン

- (1) 電子サイレンアンプは、インストルメントパネル中央部付近に設け、操作しやすい位置とし、車載用音声合成装置（出場予告・渋滞通過・交差点・右折・左折・バック・マイク放送）を設けること。また、協力感謝メッセージをワンタッチで流せるようにすること。

- (2) マイクは運転席・助手席どちらからでも容易に操作できる位置に取り付けること。
- (3) 運転席側には、ステアリングスイッチ等（音声合成）を取り付けること（詳細については別途協議する。）。
- (4) スピーカー（50W以上）は、前向に設置すること。
- (5) 電動モーターサイレンを設けること（別スイッチ付きとする。）。また、電動モーターサイレンを鳴らしてもピーポーサイレンは吹鳴していること。
- (6) サイレンのスイッチ操作と連動して警光灯が作動し、かつ、警光灯スイッチ単独でも点灯・消灯の操作ができること。
- (7) 警告音は、ピーポーサイレンを含め3種類以上選択できるものとする。

3 その他

特装電源回路のヒューズ等を一括して設け、ヒューズボックス内には、それぞれの表示を行うこと。

VII 車両装備品関係

1 サイドフラッシャーランプ又はサイドターンランプ

ルーフ左右又はドアミラー左右に方向指示器連動のLED点滅ランプを増設すること。

2 作業灯

ルーフサイド左右にLED作業灯を各2基（計4基）取り付け、運転席から点灯・消灯の操作ができること。

3 後輪灯

車両の後部左右タイヤ付近にLED路肩灯を取り付けること（スイッチは、スモールライトスイッチ又はオートライトと連動すること。）。

4 ステップ灯

各ステップを照らす灯火を取り付けること（各ドア連動・非連動スイッチ付き）。

5 電流計及び電圧計

電流計及び電圧計は、運転席から容易に確認できる範囲に取り付けること。また、電流計、電圧計の照明ランプは、スモールライトスイッチ又はオートライトと連動すること。

6 エンジン稼働積算計又はIGアワーメーター

エンジン稼働積算計又はIGアワーメーターを運転席又は助手席から容易に確認できる範囲に取り付けること。

7 マップランプ

助手席側上部にフレキシブルLEDマップランプを取り付けること（スイッチ付きでエンジンキーと非連動とする。）。なお、標準装備のマップランプバルブを市販のLEDバルブと交換する対応も可とする。

8 冷暖房装置

(1) 冷房装置は、フロントはオート又はマニュアル、リヤはオーバーヘッドエアコン又はクーラーとし、メーカー標準仕様とする。

(2) 暖房装置は、メーカー標準仕様とする（ビルトインタイプのヒーター可）。

9 外部電源及びコンセント

(1) ボディに防雨対策を施したパナソニック製マグネット式インレットWCH 1710を設けること。また、電源コネクタは、パナソニック製WCH 1720とすること（詳細については別途協議する。）。

(2) 本外部電源からの給電対象機器については、バッテリー管理器、オゾンガス発生器、医療機器等を予定しているため、機器に応じた配線を行い仕様に応じた電力供給を行えるようにすること（詳細については別途協議する。）。

(3) 室内に電話、医療機器等のACコンセント及びUSBコンセントを設けること。なお、USBコンセントは、タイプA及びタイプCに対応するものとし、それぞれ1口以上を有するものであり、市販品のアダプターをAC100Vコンセントに装着して使用する対応も可とする（タイプCについては、USB PD対応とする。）。

10 消防マーク

フロントグリル中央に消防マーク（直径150mm）を取り付けること。

11 牽引フック

車両前部に、車両総重量に十分耐え得る牽引用フックを固定式又はねじ込み式で設けること。

12 バッテリー

バッテリーケースは、点検、充電（外部充電用コネクタ設置）及び交換が容易に行える構造であること。

13 アースボンディング

ドア、バンパー等の金属部には、アースボンディングを施すこと。

14 座席

(1) 運転席及び助手席は、メーカー標準シートベルト付きとすること。

- (2) 傷病者室の座席は、4席以上とし、前向きシートを1席以上設けること。
- (3) 傷病者室横向きシートは、跳上げ式とし、下部には収納庫を設けること。
- (4) 傷病者室の各シートは、シートベルト付きとすること。
- (5) 傷病者頭部側の後向きシートは、背面に大型背当て、頭当て及び書類入れを設けること。
- (6) 携帯電話ホルダー付近にホワイトボード2台（サイズ：A3判及びA4判）を取り付け、専用ペンを備えること。

15 換気設備

天井部分に電動換気扇を設け、スイッチを傷病者室に設けること。

16 電圧変換インバーター

インバーターは、300W以上正弦波とすること。

17 車内コンセント（インバーター自動切換対応）

AC100Vコンセントは、車両内に5箇所（計10口）以上設置すること（取付位置については別途協議する。）。)

18 室内灯

- (1) LED照明灯を取付け、「入・切」のスイッチ付きとする（取付け位置については別途協議すること。）。)
- (2) 傷病者室天井部に「入・切」のスイッチ付き・光度調節式のLED室内灯を4基取り付け、操作部は前向き又は後向きシート（隊員席）付近に設けること。

19 コーナーセンサー

フロントコーナーセンサーを取り付けること。

20 灯火類

- (1) ヘッドライトは、LEDとすること。
- (2) フォグランプを、フロント左右に設けること。
- (3) 省電力化のため、車両の灯火類（方向指示灯・室内灯・ナンバー灯等）は可能な限りLEDとすること（LEDバルブへの交換対応も可とする。）。)

21 ナビゲーション及びバックモニター

運転席ダッシュボード付近にナビゲーション（納車時最新版のものでTVチューナーが無いタイプ）を設置し、車体後部をカメラでモニターできること（バックギア連動式）。

22 消火器

消火器は、ブラケットを設け自動車用ABC粉末消火器6型(薬剤質量1.8kg)以上を活動に支障がない位置に1本設置すること。

23 車両盗難防止装置

車両の盗難を防止する装置を設けること。

24 傷病者灯

傷病者室メインストレッチャー頭部付近の天井に角度調整可能なスポットライトを取り付けること。

25 書類入れ及び地図入れ

書類入れ及び地図入れは、A3判とすること(A3判地図入れは、後部隊員席付近と、運転席付近又は助手席付近に設けること。また、書類入れの設置位置については別途協議する。)

26 時計

大型秒針付きアナログ時計(電波時計)を傷病者室右ルーフサイドに取り付けること。(取付位置等は別途協議すること。)

27 各スイッチ類

運転席内に設けるスイッチ類は、1箇所にとまとめ、それぞれ名板等の表示を行うとともに、ライトスイッチに連動した照明を取り付けること(スイッチ類のまとめ又は照明が困難な場合は別途協議する。)

28 保護用板

隊員の乗降及び救急資機材等の出し入れに際し、塗装等に剥離、摩耗、損傷等が考えられる箇所には保護板を設けること。

29 ドライブレコーダー

車外(前方)・車内(傷病者室)同時録画機能付きドライブレコーダーを設置すること(市販品での対応可、常時録画式、メモリ:32GB以上)。また、車内で動画の再生・消去をパスワードにより管理できるものとする(詳細については別途協議すること。)

30 その他

熱に弱い電装品は、エンジン等の発熱部から十分な距離を確保して取り付けるか、防熱対策を施すこと。

VIII 救急装備品関係

1 資機材収納庫等

- (1) 傷病者室右側は上部にルーフサイド収納庫を2箇所以上設け、下部は、吸引器、心電図モニター、人工呼吸器等を設置できるスペースとし、右側後部に収納庫を3箇所以上設けること（配置及び収納庫内の区切りの有無等については別途協議する。）。
- (2) 傷病者室左側上部にルーフサイド収納庫を前後2箇所以上設けること（配置及び収納庫内の区切りの有無等については別途協議する。）。
- (3) 観察モニター固定金具の横及び上部それぞれに、小物入れ又はトレーを設けること。
- (4) 右ルーフサイドレールに、バネ付きC型フックを3個以上設置すること。
- (5) 構造は、堅牢で、かつ走行中の振動によるゆがみ・隙間・異音が生じないよう製作すること。
- (6) 外面及び内面には、積載品等に損傷を与えるおそれのある突起等がないこと。
- (7) 各扉及び引出しは、走行中の振動等により開放しない構造であるとともに、容易に固定及び解除ができること。
- (8) 内面には、積載品の固定装置又は緩衝材を取り付けること。
- (9) 運転席後部縦型収納庫内に2段の仕切りを設け、可動式の棚とすること。
- (10) 収納庫のうち、1箇所以上は施錠装置付きとする（施錠装置の設置場所については別途協議する。）。

2 加湿流量計付酸素吸入器

傷病者室内の指示する箇所に、連結マニホールド2個付き加湿流量計を取り付けられる構造とし、減圧器アウトレットから専用配管を設けて接続できる構造とすること。

3 ストレッチャー関係

(1) メインストレッチャー架台

ア 磁気ダンパー式又は空気バネ式防振ストレッチャー架台とする。

イ 患者室中央付近に設け、メインストレッチャーを確実に固定し、かつ容易に解除できる構造の装置を設けること。

ウ 架台は、左右のスライドが可能で、メインストレッチャーの出し入れの容易な構造とすること。

エ 操作スイッチ等は、操作し易い場所に設けること。

オ 架台には、搬入ガイドを設けるなど、ストレッチャーが適切に搬入できるようにすること。

(2) メインストレッチャー

架台上に確実に収納できるストレッチャーを採用し、走行中に振動や移動を生じないワンタッチ式の固定装置を設けること。

(3) スクープストレッチャー及びバックボードの収納

メインストレッチャー架台右側にスクープストレッチャー及びバックボードの収納スペースを設け、確実に固定するとともに車外から取り出し易い構造とすること。また、車内での移動に支障のないよう傷病者室通路幅を十分に確保すること。

4 収納庫

助手席後部に手洗いレスの収納庫を設置し、上部は心臓マッサージシステム（LUCAS 3）を固定したまま充電ができる装置を設けること。運転席後部、酸素ボンベ庫上部にそれぞれ3段収納を設置すること。その他の部分の収納については別途協議する。

5 点滴フック

傷病者室メインストレッチャー上部に、点滴ビン固定装置を設けること（数量等は別途協議する。）。

6 酸素ボンベ固定装置

金属製ゴム敷受け台を設け、10リットル型酸素ボンベ2本以上が積載でき、それぞれ個別に容易に脱着ができる固定バンドを設けること。

7 傷病者観察モニター

傷病者室内に取付金具及び電源を設置し、取付けが可能な状態にしておくこと（取付場所は別途協議する。）。

8 酸素配管

(1) 配管は、内装板等の内側に施工し、車内に露出しない構造とすること。

(2) 配管は、十分な耐圧力及び耐触性を有するとともに、走行中の振動、衝撃等に十分耐え得る強度の材質で確実に固定すること。

(3) 傷病者室の指示した位置に酸素取出口を4箇所以上設けること（種別、設置位置は別途発注者から指示する。）。

9 吸引器（パワーミニックⅡ）

資機材業者から支給の配線及び収納ボックスを指定の位置に設置しておくこと。

10 自動体外式除細動器ZOLL AED PRO及び心電計ライフスコープVS
資機材業者から支給の配線及び取付金具を指定の位置に設置しておくこと。

11 自動式人工呼吸器 ANSWER Lite

資機材業者から支給の取付金具を指定の位置に設置しておくこと。

12 オゾンガス発生器

- (1) 日本オゾン協会が定めた小型機器の基準を満たした製品であること。
- (2) シガーライターソケット及びAC電源により使用可能なものであること。
- (3) オゾン発生量は600mg/h以上であること。

Ⅸ 車載型消防救急デジタル無線装置及び車両運用端末（AVM）

1 共通事項

- (1) 車載型消防救急デジタル無線装置（以下「無線機」という。）及び車両運用端末（以下「AVM」という。）を発注者が指示する位置へ新設又は移設すること。また設置後に発注者立会いのもと総合試験を行うこと。
- (2) 本業務に伴い発生する費用については、全て本案件の入札金額に含めること。

2 無線機関係について

- (1) 発注者が指示する位置に以下のものを設置、配線すること。
 - ア 無線機取付金具
 - イ 無線機本体
 - ウ 共用器
 - エ 送受話器（金具含む。）
 - オ 空中線（アンテナ、基台含む。同軸ケーブルを無線機本体設置位置まで配線すること。）
 - カ 無線遠隔制御器
 - キ スピーカー
- (2) 無線機用電源等（アクセサリ信号及び+・-バッテリー 容量5A程度）を車両から取り出し、無線機本体付近へ配線すること。
- (3) 上記無線機関係の設置位置、機器の仕様、高松市消防局指定品部材等については、発注者及び受注者において協議するものとする。

3 AVMについて

- (1) キャビン内前部の発注者の指定するAVM本体設置位置付近に、AVM用の信号線として、+・-バッテリー、アクセサリ信号、イグニッション信号、後退信号及び車速信号を接続した端子台を用意し、AVM本体固定金具を設置すること。
- (2) キャビン内ダッシュボード上の発注者の指定する位置に、GPSアンテナを設置すること。
- (3) 無線遠隔制御器付近に外部設定器を取り付けること。

- (4) 上記AVM設置が完了した後に、センサー類及びAVM回線の調整、試験を実施し、運用可能状態にすること。
- (5) 上記AVM関係の設置位置、機器の仕様、部材、支給品等については、発注者及び受注者において協議するものとする。

X 補足

1 ボディデザイン

両側面にはバツテンバーグ・マーキングを施し、車両後部にはシェブロン・マーキングを施すこと。また、法令に反しない範囲で再帰性に富んだ反射材を貼付すること（反射テープの材質・幅やデザインについては、道路運送車両の保安基準に反しない範囲のものとし、その詳細は別途協議する。）。

2 車両重量

車両は、前後輪の許容軸重限度、タイヤ最大負荷能力及び許容総重量を超えないように製作すること。また、車両総重量は、別途契約により調達する高度救命処置用資機材を含めた重量とし、登録すること。

3 各種記名

各車両について次のとおりとする。

香川救急1

車体	左、右、後	「高松市消防局」	(反射)
		「TAKAMATSU CITY FIRE BUREAU」	(反射)
対空標識	キャビン上部	左右ドア、前、後	「香川救急1」 (反射)
		「高A11」	(反射)

塩江救急1

車体	左、右、後	「高松市消防局」	(反射)
		「TAKAMATSU CITY FIRE BUREAU」	(反射)
対空標識	キャビン上部	左右ドア、前、後	「塩江救急1」 (反射)
		「高A12」	(反射)

牟礼救急1

車体	左、右、後	「高松市消防局」	(反射)
		「TAKAMATSU CITY FIRE BUREAU」	(反射)
対空標識	キャビン上部	左右ドア、前、後	「牟礼救急1」 (反射)
		「高A13」	(反射)

書体は丸ゴシック体とし、記名場所、色、大きさ等については別途協議する。

なお、記名は左読みとする。

各積載品に貼付する「香川救急1」「塩江救急1」「牟礼救急1」と記載されたシールを各50枚ずつ作成すること。

4 銘板等

- (1) 計器類及びスイッチ類等には、銘板表示を行うこと。また、照明が必要な場所にはライトと連動して設けること。
- (2) 運転席付近に車両の全高及びアンテナを含む高さ・全幅・全長・定員・車両総重量を記載した銘板又はシールを貼り付けること。
- (3) 注意事項、取扱要領等の表示が必要な部位には、対応する表示を設けること。

5 保証期間

契約不適合責任については高松市物品供給（総価契約）契約約款第16条のとおり取り扱う。また、検収中に故障、破損等があった場合においては、その修理等に要する一切の費用は受注者の負担とする。

なお、車両本体及びぎ装部分を構成する各機器（器具）並びに装備品におけるメーカー保証については当該保証期間による。

6 研修

納入後、受注者は、取扱い及び技術指導研修（車両1台につき2回）を実施すること。なお、実施日については、発注者と協議の上、決定すること。

7 修理メンテナンス

本件調達車両は緊急車両であるため、故障等により運用が不可能な状態を最小限に抑える必要があることから、受注者は、納入後に不具合等が発生した場合のメンテナンスにおいて、速やかに必要部品等の供給、修理に必要なメンテナンス体制を確立できるよう、メンテナンス体制連絡系統表（リードタイム入り）を提出すること。

8 納車時留意事項

- (1) 車両及び積載品の燃料は満タンとすること。
- (2) 納車が12月以降になる場合は、「装備品・積載備品関係」に記載のあるスタッドレスタイヤを装備した状態で納車すること。

9 契約の内容変更

本契約締結後、やむを得ない事由（マイナーチェンジを含みます。）により選定した商品（装備品、積載備品含みます。）の型番が変更となる場合は、後継商品への変更を認めます。ただし、書面により発注者の承諾を受けることとし、変更した事

由（発注者の責めに帰すべき理由により契約金額の変更を要する場合を除きます。）

にかかわらず、契約金額の変更は認めません。

XI 車両装備品等

装備品、附属品及び積載品については、仕様書に記載しているもののほか別表「装備品・積載備品関係」のとおりとする。（高度救命処置用資機材を除く）

なお、同表は車両1台あたりに必要な数量を記載しており、一部の物品は同等品を可とする（ただし、同等品確認依頼により、同等品である旨の確認を得たものに限る。）。

納入期限	令和9年3月31日 午後5時
納入場所	高松市消防局の指定する場所

装 備 品 ・ 積 載 備 品 関 係

1 台 当 た り

番号	品 名	規 格 等	数量	同等品
1	フロアマット	純正品	1 式	
2	サンバイザー	純正品	1 式	
3	ドアサイドバイザー	純正品	1 式	
4	スペアタイヤ	純正品	1 本	
5	スタッドレスタイヤ	ホイール付き（ホイールキャップ無し）	5 本	
6	リアバンパー保護板	ステンレス製	1 式	
7	消防マーク	消防用（直径 150mm）	1 式	
8	車載工具	純正標準工具（タイヤレンチ、ジャッキは必ず含むこと。）	1 式	
9	時計	大型秒針付きアナログ時計（傷病者室用）	1 台	
10	ナビゲーションシステム	最新ナビゲーションシステム（AM・FMラジオ内蔵、TVチューナーがないタイプに限る）	1 式	
11	バックモニター	ナビモニター画面兼用	1 式	
12	ドライブレコーダー	車外（前方向）及び患者室同時録画機能付き（常時録画式） （動画の再生、消去はパスワードで管理できるもの） 予備メモリーカード32G付き	1 式	
13	傷病者室上部ルーフサイド収納庫	左右 4 箇所以上	1 式	
14	ルーフネット	2 箇所以上	1 式	
15	ホワイトボード	専用ペン付き（サイズ：A3判及びA4判）	2 台	
16	車両盗難防止装置		1 式	
17	電流・電圧計		1 式	
18	エンジン稼働積算計	エンジン稼働積算計又はIGアワーメーター	1 式	
19	アナログ温湿度計	傷病者室内	1 式	
20	メインストレッチャー	防振ストレッチャー架台専用 FERNO スカッドメイトストレッチャー モデル 9304（マットレス、サイドアームプレート、ガートル架キット、ベルト4本、枕及び脱着式トレイ付き）又は同等品	1 式	○

21	防振ストレッチャー架台	磁気ダンパー式又は空気バネ式（搬入ガイド付き）	1式	
22	スcoopストレッチャー	FERNO スcoopエクセルモデル65EXL With Pins（ベルト3本・ヘッドイモビライザー445-SP付き）	1式	
23	バックボード附属品（本体は除く。）	FERNO ハイテクバックボード モデル2010用ベルト5本・ヘッドイモビライザー	1式	
24	収納庫		1式	
25	オゾンガス発生器	オーニット 剛腕650/GWN-650 F2又は同等品	1式	○
26	酸素マスク収納庫		1式	
27	3段収納庫		1式	
28	パール	右スライドドア内部に固定	1本	
29	万能斧	右スライドドア内部に固定	1本	
30	ガラスカッター	ワコー商事 WGM-3又は同等品（右スライドドア内部に固定）	1式	○
31	救急用はさみ	レスキューシザー	1個	
32	車両停止表示板	純正品又はメーカー推奨品	2個	
33	車輪止め	ゴム製	4個	
34	ハンドライト	WUBEN A22	2個	
35	バッテリー管理器	大阪電子器材 ずぼら充電器又は同等品	1式	○
36	マグネット式インレット及びコネクタ	パナソニック WCH1710及びWCH1720	1式	
37	消火器	自動車用ABC粉末6型（内容量1.8Kg）以上	1本	
38	電源タップ	コンセント差込口（3口）、USBポート（3口）付き	2個	
39	ポータブルライト	BLACK WOLF ワークライトデルタアイWL-TCR	1個	
40	電子サイレンアンプ	パトライト SAP-520RBV 又は同等品	1式	○
41	後輪灯（LED）	ヴィ・クルー シャインマーカー 又は同等品	2個	○
42	LED作業灯	ルーフサイド左右 各2基 大阪サイレン製作所 LFI A-300 又は同等品	4基	○